

衆院農林水産委員会―畠山和也議員が指定団体制度改悪を批判 酪農家の価格交渉力を強める制度が、生乳の委託 分散で交渉力を弱めるものに

日本共産党の畠山和也議員は18日の農林水産委員会で、畜安法改定案は酪農家から生乳の販売委託を受け乳業メーカーと価格交渉に当たる指定生乳生産者団体(指定団体)制度が改悪されようとしている問題を取り上げ、酪農家の価格交渉力を強めるために集めてきた歴史があるのに、制度の改悪で「生乳が分散されるほど価格交渉力が弱まり、生産者の所得低下を招く」と批判しました。それなのに、農水委員会で大臣が『乳価交渉力を強めるために』と全く逆の答弁をしてきた問題を厳しく指摘しました。山本有二農水相は、「酪農家の皆さんに、所得を向上していただけるように頑張つてほしい」という意味を込めて、申し上げた。その指導助言が空回りすると、確かにそういうことになる」と述べました。

畠山議員の質問の要旨を紹介します。詳しくは「議事速報」をご覧ください。

外国資本や株式会社も指定団体に。国の助言・指導に 価格交渉力を強化するためにできたのが指定団体、法案強制力なく、それに反しても罰則はない
は逆行し、交渉力強化は「頑張つて」との激励にすぎない

畠山議員「改定案の中心の一つは、現状の10ある指定団体以外にも要件を満たせば、指定事業者に指名される。要件には年間販売計画の提出、生乳の受託販売等の事業を行うところに補給金交付業務を確実に実施できることです。国が助言や指導をするにしても、適切な需給調整が図られるのか。助言や指導に従わない場合、罰則規定はありますか。」**枝元真徹農水省生産局長**「行政指導の内容は、あくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されます。罰則は、ございません。」**畠山議員**「指導や助言は強制力を持たない。だから実効性についての疑問が出る。本当に大丈夫ですか。」**この指定事業者は要件を満たせば、株式会社でも外資でも構わない、これは事実ですね。」****枝元農水省生産局長**「外資、株式会社を問わず制度の対象になります。補給金は事業者を経由して生産者に全額交付されます。」**畠山議員**「資本力のある事業者が新たな指定団体を傘下におさめることも可能であり、資本力を生かして乳業メーカーより安く提供できれば、競争が苛烈になるおそれがあるのではないか。」**枝元農水省生産局長**「生産者は、生乳の仕向け先の選択の幅を広げることが可能になる仕組みにしたものです」

畜産経営安定法
(畜安法)改定案

指定生乳生産者団体制度の改悪で、指定団体間の競争が苛烈に、低価格競争で生産者の所得低下を招く



質問する畠山議員
=18日、衆院農水委
(写真はしんぶん赤旗提供)

畠山議員「明らかに生乳が分散していくと、指定団体の価格交渉力が落ち、資本力のある団体が低価格競争に持ち込めるとなれば、所得向上どころか、逆に所得低下を招くことを指摘しておきたい。参院農水での『共同販売の実を上げる乳価交渉力の強化です』との大臣答弁は、私は全く逆だと思えます。乳価交渉力は生乳が分散されれば逆に弱まる。乳価交渉力を強めるために集めてきた歴史なのだから、全く逆の答弁をしている。」**山本農水相**「もっと強い交渉力で酪農家の皆さんに所得を向上していただけるように頑張つてほしい」という意味を込めて申し上げています。」**畠山議員**「つまり、乳価交渉力の強化は、大臣の激励によるものだと、頑張つてほしいという意を込めた。だから、乳価交渉力の強化にならないのではないか。」**山本農水相**「その指導助言が空回りであるのではありませんか、確かにそういうことになるだろうと思っております。」**畠山議員**「改めて、この問題は農水省の基本方針から外れているのではないかと指摘しておきます。2015年3月の『酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針』が書いています。『生産者の収益性の向上を図るため、農業協同組合連合会、単位農協等のさらなる再編整備を促すとともに、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約や一元管理への移行を進めるなど、指定生乳生産者団体の一層の機能強化と生乳流通コストの低減を図る』と、この方針に私は同意しないのですが、書いてるのは指定団体の機能強化です。『酪肉近』が掲げているのは指定団体の機能強化であつて、いま進んでいる道は違う。歴史から見ても、価格交渉力を強化するためにできたのが指定団体であつて、いま進んでいる道は全く違うと思えます」